改正後

別表

会計	項	目	摘要
一般会計	（略）		
	鉄道施設災害復旧事業費	鉄道施設災害復旧事業費補助	特定大規模災害等鉄道施設災害復旧事業費補助に限る。
	（削る）	（削る）	（削る）
	観光振興費	訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金	宿泊施設インバウンド対応支援事業を除く。
		（削る）	交通サービスインバウンド対応支援事業及び地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業のうち港湾及び航空に関する事業に係るものを除く。
		（削る）	
		訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金	
		（削る）	
	国際観光旅客税財源観光振興費	旅行環境整備事業費補助金	港湾及び航空に関する事業に係るものを除く。
（略）			

改正前

別表

会計	項	目	摘要
一般会計	（略）		
	（新設）	（新設）	（新設）
	沖縄北部連携促進特別振興事業費	沖縄北部連携促進特別振興事業費補助金	北部地域交通連携推進事業に限る。
	観光振興費	訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金	港湾及び航空に関する事業に係るものを除く。
		訪日外国人旅行者受入基盤整備事業費補助金	
		訪日外国人旅行者受入加速化事業費補助金	
	（新設）	（新設）	（新設）
		観光圏整備事業費補助金	
（略）			

附　則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成三十年度の予算に係る補助金等から適用する。平成二十九年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

○東北地方整備局告示第百三十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成三十年四月二十七日　東北地方整備局長　津田　修一

その関係図面は、平成三十年四月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
岩手県下閉伊郡山田町織笠第一一地割一番一一五から同町織笠第一四地割一〇番一〇まで	前	一五・七六～六三・五四メートル	一・〇三一キロメートル
	後	一五・七六～六一・二四メートル	一・〇五〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第百三十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成三十年四月二十七日　東北地方整備局長　津田　修一

その関係図面は、平成三十年四月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	岩手県下閉伊郡山田町織笠第一一地割一番一一五から同町織笠第一四地割一〇番一〇まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

供用開始の期日　平成三十年四月二十七日

○東北地方整備局告示第百三十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成三十年四月二十七日　東北地方整備局長　津田　修一

その関係図面は、平成三十年四月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。